

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、地震被災時に災害対策に必要な物資等の迅速・確実な被災地への輸送や市町域を越える避難をするための道路が、建築物の倒壊により閉塞することがないように、沿道建築物の耐震化を促進することを目的とし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内において滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）のイ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号）、法および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
- (2) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の指針または同告示に基づき国土交通大臣に認められた耐震診断の方法（以下「指針等」という。）に基づいて、省令第5条第1項に規定する耐震診断資格者（以下「耐震診断資格者」という。）が実施する建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 補強設計とは、耐震診断資格者が実施する、耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修工事の設計をいう。
- (4) 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的として補強設計に基づき実施する建築物の改修工事をいう。
- (5) 避難路とは、法第5条第3項第2号の規定により通行障害既存不適格建築物の敷地に接する道路として、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (6) 沿道建築物とは、法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、沿道建築物について、法第7条に基づき耐震診断を行う事業、補強設計を行う事業、耐震改修を行う事業であって、次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当するもの（以下「補助事業」という。）とする。

1) 耐震診断

- (1) 事業の実施に要する費用について、他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。
- (2) 耐震診断の結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関（以下「耐震判定機関」という。）から適正であることを証する書面（以下「評価書」という。）の交付を受けたものであること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類する公的団体が所有する建築物でないこと。
- (4) 建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、所管行政庁（法第2条第3項に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）の確認を受けた改正耐震改修促進法における耐震診断

義務付け対象建築物であることの確認書（様式第 18 号。以下「確認書」という。）に記載された時期までに改善を行うものであること。

(5) 令和 6 年 3 月 31 日までに着手したものであること。

2) 補強設計

(1) 前号(1)から(4)に掲げる事項に該当すること。ただし、平成 25 年 11 月 25 日前に耐震診断を行ったものについては、前号(2)は、次のように読み替えて適用することができる。

「(2) 耐震診断の結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 3 条第 2 号に規定する構造計算書を有するものであること。」

(2) 耐震診断の結果、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当すること。

①鉄筋コンクリート造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」および「第 3 次診断法」における構造耐震指標（以下、「 I_s 値」という。）が 0.6 未満または CTU・SD 指標（以下「CTU・SD 値」という。）が 0.3 未満であること。

②鉄骨造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」における I_s 値が 0.6 未満または保有水平耐力による指標（以下「 q 値」という。）が 1.0 未満であること。

③鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」および「第 3 次診断法」における I_s 値が 0.6 未満または CTU・SD 値が 0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は 0.28）未満であること。

④上記①～③によらない場合は、指針等に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合しないものであること。

(3) 法に基づく指導を受けた建築物で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

(4) 法第 7 条の規定に基づき、耐震診断の結果を法第 2 条第 3 項に定める所管行政庁に報告した建築物であること。

(5) 当該設計内容が、指針等の基準に適合する水準にあることについて耐震判定機関による評価書の交付を受けたものであること。

(6) 建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、その改善のための設計を同時に行うものであること。

(7) 令和 6 年 3 月 31 日までに着手したものであること。

3) 耐震改修

(1) 前号(1)から(4)に掲げる事項に該当すること。

(2) 耐震改修後に、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当するように計画された事業であること。

①鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が 0.6 以上、かつ、CTU・SD 値が 0.3 以上であること。

②鉄骨造建築物については、 I_s 値が 0.6 以上、かつ、 q 値が 1.0 以上であること。

③鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が 0.6 以上、かつ、CTU・SD 値が 0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は 0.28）以上であること。

④上記①～③によらない場合は、指針等に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するものであること。

(3) 当該改修にかかる設計内容について、前号(5)に規定する評価書の交付を受けたものであること。

- (4) 建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、その改善を耐震改修完了日までに行うものであること。
- (5) 令和6年3月31日までに着手したものであること。

(補助対象者)

- 第4条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する沿道建築物（以下「補助対象建築物」という。）の所有者（登記名義人または固定資産税納税義務者に限る。）とする。
- 2 補助事業を実施する沿道建築物が区分所有建築物である場合にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体または区分所有者によって合意された代表者を補助対象者とする。
 - 3 補助事業を実施する沿道建築物の所有者が複数存在する場合にあっては、全ての所有者によって合意された代表者を補助対象者とする。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であって、別表1に掲げる補助事業の種別ごとに補助事業の実施に要する経費欄に掲げるものとする。ただし、建築基準法および関係法令に不適合がある場合の是正に要する費用は含まない。
- 2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。
 - 3 補助金の額は、別表1に掲げる補助金の額欄に掲げる額とする。

(全体設計の承認)

- 第6条 補助対象者は、耐震改修にかかる事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業全体設計（変更）承認申請書（様式第1号）により、耐震改修等に係る事業費の総額および事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえ、承認することを決定したときは滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業全体設計（変更）承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
 - 4 前各項の規定は、全体設計の内容を変更する場合について準用する。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助対象者が補助金の交付を申請する場合は、事業に着手する前に滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第3号）に、事業計画書（様式第3-1-1号、第3-1-2号、第3-2号または第3-3号）および滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金振込先確認書（様式第5号）ならびに別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、前条第3項の規定により全体設計の承認を受けた場合において、初年度の事業費がない場合は、当該年度の補助金交付申請書の提出を要しない。
- 2 耐震診断にかかる補助対象者のうち、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（平成28年3月策定）において定める地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震診断結果の報告期限までに知事に対し補助事業による耐震診断の実施の意向を示した者として知事の指定を受けようとする者は、前項の規定による補助金の交付申請に先立ち、耐震診断結果報告期限までに滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業による耐震診断の実施の意向を示した者であることの指定申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえ、指定の可否を決定し、耐震診断結果報告期限までに滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業による耐震診断の

実施の意向を示した者であることの指定（不指定）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

- 4 補助対象者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書（様式第4-1号または第4-2号）を提出した場合はこの限りではない。

（補助金の交付条件）

第8条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後10年間保存しなければならない。

（交付決定）

第9条 知事は、第7条第1項の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条または第13条第2項の規定により交付決定または変更交付決定を受け、事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

（補助対象事業の実施）

第11条 補助事業者は、第9条の規定による通知を受けた後速やかに、当該事業に着手するとともに、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業着手届（様式第9号）に、別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取下げ届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、第9条に基づく補助金の交付決定がなかったものとみなす。
- 3 前2項の規定は、次条第2項により補助事業の変更交付の決定の通知を受けた場合も準用する。

（補助対象事業の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定額変更申請書（様式第11号）および事業計画書（様式第3-1-1号、第3-1-2号、第3-2号または第3-3号）に、別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に基づく変更の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様

式第 12 号) により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止および廃止)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業中止(廃止)届(様式第 13 号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金実績報告書(様式第 14 号)に、事業実績書(様式第 14-1-1 号、第 14-1-2 号、第 14-2 号または第 14-3 号)ならびに別表 2 に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、補助事業完了後に第 7 条第 4 項ただし書きの規定に基づき提出した滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書(様式第 4-1 号または第 4-2 号)の内容に変更があり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書(様式第 15 号)により補助事業者に通ずるものとする。

(状況報告)

- 第 17 条 知事は、本要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な遂行を確保するため、補助事業者に対し報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。
- 2 知事は、前項の検査または調査を行った結果、補助対象事業または建築基準法および関係法令に不適合がある場合の措置が適切に行われていないと認める場合には、補助事業者に対し、必要な指導を行うことができる。
 - 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および以後の計画等を知事に報告し指示を受けなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 前条第 1 項の規定による検査を拒んだとき、または同条第 2 項の規定による指導に従わないとき
 - (4) 事業計画書(様式第 3-1-1 号、第 3-1-2 号、第 3-2 号または第 3-3 号)に記載された違反の改善時期までに違反内容の改善がなされないとき
 - (5) その他知事から承認を受けた全体設計や補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他関係法令に違反したとき
- 2 知事は前項の規定により交付決定を取り消したときは、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 16 号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書(様式第 17 号)により期限を定めて、補助事業者に当該交付済み補助金の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了後に第 7 条第 4 項ただし書きの規定に基づき提出した滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書(様式第 4-1 号または第 4-2 号)の内容に変更があり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第 19 号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の報告があった場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命じることができる。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第 20 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第 3 条の補助金等交付申請書の、規則第 13 条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第 12 条の補助事業等実績報告書の提出があった日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 条 補助対象者は、第 6 条の規定に基づく全体設計の承認の申請、第 7 条の規定に基づく交付等の申請、第 11 条の規定に基づく事業着手届の提出、第 12 条の規定に基づく交付の取下げ、第 13 条の規定に基づく交付の変更申請、第 14 条の規定に基づく中止または廃止の申請および第 15 条の規定に基づく実績報告および第 19 条第 2 項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

(付則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以降に第 7 条の規定により申請のあった補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。